

評価名簿の説明

1. 評価内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2. 名簿の記載事項

- (1) 評価対象の電気設備機材等は、各機材等の項で説明している。
- (2) 品質・性能については、各機材等の項で説明している。
- (3) 品質管理・製造管理については、次のことを確認している。
 - (a) 申請品の製造所については、自社工場または製造委託の工場の生産体制、生産実績及び製造工程を確認している。
 - (b) 評価名簿の製造所欄に (I9) と表示したものはISO 9001の認証登録証を、(I14) と表示したものはISO 14001の認証登録証を、(I9・14) と表示したものはISO 9001及びISO 14001の認証登録証を取得していることを示している。
 - (c) 申請品の品質管理・製造管理・検査の体制及び生産設備を確認している。
 - (d) 製作図、試験成績書の保存が適切に行われていることを確認している。
- (4) 納入体制及びアフターサービス体制については、次のことを確認している。
 - (a) 申請による、納入体制及びアフターサービス体制を確認している。
なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

- (b) 納入体制は、設備機材等評価名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄に示し、併せて納入地区の範囲、地区内の限定並びに連絡先の電話番号を記載している。

略号は次のとおりである。

- (本) 本社、本店等 (支) 支社、支店等 (営) 営業所 (出) 出張所
(事) 事務所、事業所等 (部) 事業部等 (工) 工場等 (他) 別会社 (関連会社、代理店等)

3. その他

評価書及び評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。